

長期優良住宅の報告書の提出について

建築工事が完了したときには「報告書」を提出してください。

提出書類は以下のとおりです。

- ・ 報告書（佐倉市 HP からダウンロードできます）
- ・ 建築基準法に基づく検査済証の写し

※次の図書のいずれかを添付してください。

- 建設住宅性能評価書の写し（登録住宅性能評価機関から交付を受けている場合）
- 工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項（第四号の二の二書式））
- 施工者が記載した報告書（延べ面積が100㎡以下で工事監理者を置かない場合）※＜一般社団法人住宅性能評価・表示協会 HP＞の認定マニュアルを参考にしてください。

※報告書の提出は1部です。報告書の提出の写しが必要な場合は、副本（報告書の表紙のみでも可）を作成してください。内容を審査したのち、副本に受付印を押したものをお返しします。

※報告書は郵送でも受け付けています。郵送提出の場合、送付元の電話連絡先を明記してください。報告書の副本の返送をご希望の場合、送付先を明記のうえ、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

＜郵送先＞ 285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 建築指導課

（ 連 絡 先 ）

佐倉市 都市部 建築指導課 審査班

☎043-484-6170